

## ■建造物影響

### 電波

計画目標 ・ 良好的な画像が保たれていること

### 現 状

#### ■指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

近年は、複数の建築物によって複合的なテレビ受信障害が生じるケースもみられています。これに 対しては、原因者負担により、①受信アンテナの改善、②共同受信施設の設置等の措置が実施されています。

2010年度に「中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例」に基づき指導した苦情件数は46件で、前年度に比べ19件減少し、2000年度に比べ84件減少しました。

また、2010年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は8件でした。

### ビル風

計画目標 ・ ビル風害が抑制されていること

### 現 状

#### ■指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

市域は、春一番や台風時等を除けば、一般的な場所で年間平均風速は2.4m/秒(1996年度)程度であり、とりわけ風が強いという地域ではありませんが、高層建築物のまわりでは強風時においてビル風害のおそれがある懸念されています。

このため、環境影響評価条例の対象事業では、立地場所の地形や類似事例等を分析した上で、防風ネット、防風植栽等によるビル風の緩和対策を講じています。2010年度に審査した件数は5件でした。

### 日 照

計画目標 ・ 住環境に著しい影響が生じていないこと

### 現 状

#### ■指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

建築物等による日照問題については、建築基準法、川崎市建築基準条例等に基づく日影規制によるほか、環境影響評価条例の対象となる建築物では日影図等を作成し、周辺環境に著しい影響を及ぼさないような配慮を講じることとしています。2010年度に環境影響評価条例に基づき審査した件数は9件でした。

また、まちづくり相談の一環として日照問題の相談を受け付けています。2010年度に日照問題に関して受けた件数は16件で、前年度に比べ1件増加しましたが、2000年度に比べ41件減少しました。

## 光害

計画目標　・周辺環境に配慮した適切な屋外照明とすること

### 現状

#### ■指標：建造物影響に関する苦情件数（2000年現在より増加させないことを目指す。）

人工光による光公害については、1998年3月に環境庁（現環境省）が屋外照明の光害対策ガイドラインを策定し、地方自治体をはじめ、施設管理者、施設整備者、照明機器メーカー、広告物製造メーカー、市民等への普及啓発に努めるものとしています。

市では、屋外広告物条例で激しく点滅する装置を使用しないよう規制しています。なお、2010年度は光害に関する苦情の報告はありませんでした。

### 主な施策の概要

具体的施策名	2010（平成22）年度実績	2011（平成23）年度計画等
--------	----------------	-----------------

#### I-6-1 建造物影響の防止

##### I-6-1-1 電波障害の防止

テレビ電波受信障害を解消する措置に関する助言・指導の実施 〔ま：まちづくり調整課〕	口テレビ電波受信苦情件数： 46件(-84件)	助言・指導を継続
中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例に基づく指導の実施 〔ま：まちづくり調整課〕	口届出件数：199件(-76件)	継続実施
環境影響評価に関する条例に基づく審査における受信対策への要請 〔環：環境評価室〕	口審査件数：8件(+1件)	継続実施

##### I-6-1-2 ビル風害の防止

環境影響評価に関する条例に基づく審査におけるビル風害防止への要請 〔環：環境評価室〕	口審査件数：5件(+4件)	継続実施
---	---------------	------

##### I-6-1-3 日照不足による影響の防止

日照の関係法令に基づく規制・指導の徹底 〔ま：まちづくり調整課〕	口指導件数：36件	継続実施
まちづくり相談業務 〔ま：まちづくり調整課〕	口運用状況 ・相談件数：62件(-61件) うち日照に関する相談件数 16件	継続実施
環境影響評価に関する条例に基づく審査における日照問題防止への要請 〔環：環境評価室〕	口審査件数：9件(+6件)	継続実施

##### I-6-1-4 光害の防止

光害ガイドラインに基づく環境に配慮した屋外照明の設置の助言 〔環：環境対策課〕	口助言件数：0件(±0件)	継続実施
環境影響評価に関する条例に基づく審査における光害防止への要請 〔環：環境評価室〕	口審査件数：0件(±0件)	継続実施
屋外広告物条例により激しく点滅する装置の使用規制 〔建緑：路政課〕	口規制件数　一	継続実施

## 光害

照明器具から漏れた光や必要のない範囲を照らす光によって、周辺環境に好ましくない影響を与えている状況のことを光害（ひかりがい）という。主な影響としては、居住者、歩行者、交通機関、天体観測といった人間の生活及び諸活動への影響や野生生物や農作物への影響があげられる。

## 電波障害

電波障害とは、中高層建築物等により周辺住宅においてテレビ電波等の受信に障害が生じる現象をいいます。